

公立大学法人札幌市立大学における公的研究費の使用に関する行動規範

令和 6 年 3 月 25 日制定
最高管理責任者(理事長)決定

公立大学法人札幌市立大学における公的研究費の管理及び監査に関する規程第 12 条第 2 項に掲げる行動規範については、次のとおりとする。

1. 公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、自らの使命と説明責任があることを自覚し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 公的研究費の使用に当たり、関係法令、本学が定める規程等及び使用ルール(以下、「関係法令等」)並びに事務処理手続きを遵守しなければならない。
3. 公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、適切な事務処理を行わなければならない。
4. 教職員等の中で相互理解と緊密な連携を図り、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 公的研究費の使用・管理に当たり、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 公的研究費の取扱いに関する研修や説明会に積極的に参加し、関係法令等に関する新たな知識を習得するとともに、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
7. 不正使用が疑われる場合は、黙認せず、速やかに相談窓口へ相談するなど適切に対応しなければならない。